



【中学部】

全国・県調査の結果（A問題：知識 B問題：活用）

科目 正答率	全国学力・学習状況調査				県学力実態調査		
	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	社会	理科	英語
学園正答率	84.1	75.3	60.6	60.9	47.9	53.8	66.1
県正答率	80.0	65.1	59.3	51.9	46.7	51.7	62.6

全ての項目で県の正答率を上回っている。特に、国語Bと数学Bは約10ポイント高い。その他の項目は、県の正答率より1～4ポイント高い結果である。

国語への興味関心は高いが、知識の問題よりも活用する問題の正答率が高いことから、活用する能力が特に高いと考えられる。

数学の基本的な知識が定着できていないので、授業や補充学習等を通して自主的に学習する意識とテスト等での間違った箇所の確実な見直しの学習が必要である。

社会科は、「世界の地域構成を大観する学習」の視点は、県の平均を上回っているが、「古代までの日本の特色の学習」と「私たちが生きる現代社会と文化の学習」と「様々な資料を多面的・多角的に考察する学習」の視点については、県の平均を下回っている。

理科は、「観察・実験の結果を分析し、解釈する学習活動」と「博物館や科学学習センターなどと積極的に連携・協力を図る学習活動」の視点は、県の平均をやや上回っているが、「科学に関する基本的概念の一層の定着を図る指導計画の充実」においては、県平均を下回っている。

英語は、「まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を正しく聞き取り、理解する」視点は、県の平均を上回っているが、「文の構成要素を示しながら、文構造を理解できる」と「場面に応じた英文を書く」と「書くことで自分の考えや気持ちを正しく伝える」視点については下回っている。

3 今後の学力向上の取り組み

（学校における改善策）

- ・小学部は、求められていることに対応した答え方（話す・書く）ができるように指導する。（共通点や相違点を明確にする、必要に応じて相手の考えのよさを取り入れる、主観的か客観的かなど）
- ・日常の指導から、資料（グラフ等）をもとに考え、判断し、表現する学習を取り入れたりして充実を図る。
- ・中学部は、知識よりも活用の問題に長けているので、知識をしっかりと身につくように、補充学習の充実・家庭学習の定着（宿題等）、テスト関係の確実なやり直し、問題慣れ等の指導を徹底する。
- ・授業においては、知識の基礎・基本が確実に定着するような手立てと、研究のテーマである「言語活動」を中心とした「思考力」「表現力」を育成しながら、思考したことを「文字にする」「ことばにする」活動を重点化する。

（家庭へのお願い）

学力の向上のためには、学校と家庭との連携が重要です。生活習慣や学習習慣がきちんと身につけていない部分が、学力を伸ばせない要因にもなっています。家庭では、「早寝、早起き、朝ごはん」を実践し、テレビを見る時間を決め、学習の時間を「学年×10分以上」とするなど、毎日の学習習慣を身につけていけるように、しっかりと取り組みましょう。



詳しいお問い合わせは

東峰村教育委員会（電話：72 2301）まで

## 4月1日から国民健康保険証が変わります

現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は3月31日です。新しい被保険者証（かき色）を、3月中旬に世帯主あてに送付します。

学生で被保険者証を持っている世帯や遠隔地による被保険者証の交付を受けている世帯で、引き続き（学・遠）の被保険者証が必要な人は、4月より再度窓口で手続きをしてください。

## 【（学・遠）証の手続きに必要なもの】

- ・新しい国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・在学証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）または学生証の写し（有効期限明記のもの）

## 【注意事項】

新しい被保険者証との切り替え手続きをしないと、4月1日から保険診療が受けられなくなり、医療費は全額自己負担となります。注意してください。

国民健康保険被保険者証は、個人情報に記載された大切なものです。住民登録している住所以外には送付できません。

## 「国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）」を再発行します

現在の1割負担の高齢受給者証は、平成24年4月1日から2割負担へ変更の予定でしたが、平成25年3月31日まで据え置かれます。これに伴い、「一部負担金の割合」欄の表示「2割（ただし、平成24年3月31日まで1割）」を「1割」に変更し、国民健康被保険者証に同封して送付します。

医療を受けるときは、現在の高齢受給者証と差し替え、保険証と一緒に医療機関窓口へ提示してください。現役並みの所得があった人は「3割」負担のままですので、今回は送付しません。

退職・就職した人へ。国保の加入・脱退には届出が必要です

日本では、必ず医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、現在住んでいる市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保加入の届出を忘れて未保険になっていませんか。

未保険だとすべて自己負担に

国保加入の届出をしないと未保険の状態となり、病院の診療を受けるとき、医療費がすべて自己負担になります。

人は、いつ大きな病気やけがをするかわかりません。すべての人が安心して医療を受けられるよう、国保加入の届出を必ず行ってください。

国保加入の届出が遅れた場合も、届出した月からではなく資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、国保の資格をなくすための手続きが必要です。

手続きをしないと保険の二重加入となり、社会保険料・国保税の両方がかかります。

## 【国保加入の届出に必要なもの】

- ・印かん
- ・同じ世帯に国民健康保険の人がいる場合、その国民健康保険証
- ・健康保険資格喪失証明書

### 【国保喪失の届出に必要なもの】

- ・印かん（認印）
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた社会保険証

平成 24 年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります

平成 20 年度より、原則、国民健康保険加入者全員が 65 歳以上の世帯について、世帯主の年金から、後期高齢者医療加入者については、本人の年金から年間 6 回、国民健康保険税もしくは、後期高齢医療保険料が年金天引き（特別徴収）されることになっています。

4 月上旬～中旬に、4～8 月の天引き額を知らせる仮徴収額決定通知書を送りますので確認してください。

現在すでに年金天引きされている人については、2 月に天引きされた額と同額が天引きされます。

なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することも可能です

（ただし、手続きには 2 ヶ月程度要します。）

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 2311）まで

### 教育委員会

#### 小・中学校就学援助のお知らせ

東峰村に住所を有し、小・中学校に在籍する児童生徒で、経済的な理由により就学が困難と認められる家庭の保護者に対して、就学援助制度を設けています。

申し込まれる方は、東峰村教育委員会までご連絡ください。

#### 援助対象者の認定基準

- ・前年度または当該年度に

生活保護の停止または廃止

村民税の非課税及び減免

国民年金保険料の減免

児童扶養手当の受給

のいずれかの措置を受けた人

- ・上記以外で次のいずれかに該当する人

保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人

PTA 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている人

学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる人

経済的な理由により欠席日数が多い人

援助内容：学用品費、学校給食費、修学旅行費等

#### 申請手続き

教育委員会にある申請用紙に必要事項を記入・押印し、所得証明書（同一世帯分）を添付の上、申請してください。

申請〆切：平成 24 年 4 月 6 日（金）

お問い合わせは

東峰村教育委員会（電話：72 2301）まで

平成 24 年度 学生納付特例申請について

平成 23 年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成 24 年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を 3 月末に送付します。平成 23 年度と同じ学校等に在学される方は、このハガキに必要載事項を記入し返送されると、平成 24 年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書の写し等の添付は不要です。

また、平成 24 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書の写し等の添付が必要です。

法定免除

国民年金では、障害年金を受給されるようになっても、20 歳以上 60 歳未満の方は国民年金に加入しなければなりません。保険料の納付については法律によって免除される制度があります（法定免除）。具体的には障害基礎年金を受けている方、障害厚生（共済）年金を受けている方で障害等級が 1 級または 2 級の方が対象となります。

また、生活保護法による生活扶助を受けている方も対象となります。

法定免除は届出が必要となりますので、障害基礎年金等を受給している方や生活保護法による生活扶助を受給される方は、市区町村の国民年金担当の窓口にご相談ください。

国民年金保険料を前納する場合の額等について

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額につきまして、厚生労働省告示により定められました。

平成 24 年度分前納保険料の割引額等につきましては、下記のとおりです。

平成 24 年度 国民年金保険料納入額早見表(現金納付・口座振替比較)						
平成 24 年度	1ヶ月		6ヶ月		1年分	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	14,980 円		89,880 円		179,760 円	
毎月振替(早割) (当月末振替の口座振替)	14,930 円	50 円	89,580 円	300 円	179,160 円	600 円
6ヶ月前納(現金納付)			89,150 円	730 円	178,300 円	1,460 円
6ヶ月前納(口座振替)			88,860 円	1,020 円	177,720 円	2,040 円
1年前納(現金納付)					176,570 円	3,190 円
1年前納(口座振替)					175,990 円	3,770 円

一部納付(一部免除)されている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74 2311)まで

## 農業委員会

「平成 23 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び  
「平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の公表について

現在、農業委員会の活動については、判断の透明性や、全国的な公平性、外部・内部を問わずはっきり見える活発な活動が強く求められおり、農林水産省は、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号経営局長通知）を发出し、すべての農業委員会でその機能が十分発揮される取組を推進しています。

その取組の一つとして、農業委員会の「活動の点検・評価（案）」及び「目標の設定・活動計画（案）」を役場農林建設課の窓口や村のホームページで公表しています。

この「活動の点検・評価（案）」及び「目標の設定・活動計画（案）」に対する農業者等の皆様の多数の御意見をお待ちしています。

受付期間：平成 24 年 3 月 15 日（木）～平成 24 年 4 月 27 日（金）

お問い合わせ・意見の受付先

東峰村役場宝珠山庁舎 農業委員会事務局(電話：72 2313)まで

## 高倉村長

## 2月16日～3月15日の動き

### 2月

- 16（木）：森林・山村対策懇談会（東京都）
- 17（金）：全国山村振興連盟理事会（東京都）
- 21（火）：広域圏理事会（朝倉市）
- 23（木）：
  - ・朝倉青年会議所(地域活性化委員会)
  - ・サンポート定例議会（朝倉市）
  - ・東峰村長杯少年野球大会～26日(日)
- 25（土）：第15回農漁村ルネサンス体験主張大会（朝倉市）
- 26（日）：第6回東峰村農林業振興大会
- 27（月）：陶の里役員会
- 29（水）：福岡県町村会定期総会（福岡市）

### 3月

- 1（木）：メンタルヘルス講演会
- 2（金）：
  - ・平成24年度国保連合会通常総会(福岡市)
  - ・自治公民館実践発表会
- 3（土）：宝珠の郷 運営報告会
- 9（金）：東峰村議会定例会 ～16日
- 12（月）：予算審査特別委員会 ～13日
- 15（木）：平成24年自衛隊入隊者激励会

村長の行動記録からいくつかを抜粋し紹介したものです。

## 人の動き

東峰村（平成24年2月末現在）		前月比	あさくら地域（平成24年2月末現在）		前月比
人口	2,497	0	人口	89,235	-27
男	1,157	1	男	42,123	-9
女	1,340	-1	女	47,112	-18
世帯数	922	0	世帯数	31,347	10

**過払金請求** 過払金を取り戻そう！  
着手金無料!!  
※取り戻した過払金から報酬(21%)をいただくのみです。

**多重債務** 借金問題でお悩みの方へ!  
弁護士の受任通知で業者の取立てが止まります。  
※費用の分割も可能。

**交通事故** 交通事故被害者の方へ!  
保険会社が提示した『賠償金額』に納得できますか?  
※あなたの自動車保険特約で弁護士費用が無料になる場合があります。



**秘密厳守**

上記の相談は何度でも無料  
(交通事故の物損のみは除く)

夜間・休日 相談可

**あさくら法律事務所** 0946-23-9090

●受付時間 平日/9:00～18:00

※お電話でご予約の上、ご来所下さい。

福岡県弁護士会所属 弁護士 永野賢二 朝倉市甘木955番地の11 [朝倉商工会議所会館3階]

砂壁や繊維壁に木工用ボンドを約10倍にうすめ、壁全体にスプレーで吹き付けておくとはがれにくくなります。



## 平成 24 年度 国家公務員採用試験

### 国家公務員採用総合職試験

(院卒者試験・大卒程度試験)

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月9日(月)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：4月29日(日)

### 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)

受付期間：

インターネット 4月10日(火)～4月19日(木)

郵送又は持参 4月10日(火)、4月11日(水)

第1次試験日：6月17日(日)

### 皇宮護衛官採用試験(大卒程度試験)

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月12日(木)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：6月10日(日)

### 法務省専門職員(人間科学)採用試験

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月12日(木)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：6月10日(日)

### 財務専門官採用試験

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月12日(木)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：6月10日(日)

### 国税専門官採用試験

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月12日(木)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：6月10日(日)

### 食品衛生監視員採用試験

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月12日(木)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：6月10日(日)

### 労働基準監督官採用試験

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月12日(木)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：6月10日(日)

### 航空管制官採用試験

受付期間：

インターネット 4月2日(月)～4月12日(木)

郵送又は持参 4月2日(月)、4月3日(火)

第1次試験日：6月10日(日)

受験資格は、試験ごとに異なりますのでインターネットで確認するか、人事院九州事務局までお問合せください。

受験申込方法：受験申込みを希望される方は、インターネットでの申込みをお願いしています。インターネット環境の整っていない方は、人事院九州事務局までお問合せください。

問合せ先：人事院九州事務局第二課試験係

〒812 0013 福岡市博多区博多駅東2 11 1

電話：092 431 7733

FAX：092 475 0565

HP「国家公務員試験採用情報ナビ」

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

## 裁判所職員採用試験

院卒者試験〔法律・経済区分〕 院卒者試験〔人間科学区分〕 大卒程度試験〔法律・経済区分〕 大卒程度〔人間科学区分〕及び 一般職試験(大卒程度)

受付期間：

インターネット 4月5日(木)～4月11日(水)

郵送 4月2日(月)～4月16日(月)

第1次試験日：6月3日(日)

問合せ先：

、 は福岡地方裁判所事務局人事課

電話：092 781 3141 内線 3159～3161

、 は福岡家庭裁判所事務局総務課

電話：092 510 0403

最高裁ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>



## 国税専門官募集

受験資格：

1. 昭和57.4.2～平成3.4.1生まれの者

2. 平成3.4.2以降生まれの者で次に掲げる者

大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者

人事院が に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度：大学卒業程度

受付期間：

インターネット申込みの場合

4月2日(月)9:00～4月12日(木)受信有効

原則としてインターネット申込みをご利用ください。

郵送又は持参申込みの場合  
4月2日(月)～4月3日(火)  
〔4月3日(火)通信日付有効〕  
第1次試験日：6月10日(日)  
第2次試験日：7月17日(火)～24日(火)  
のうち指定する日  
問合せ先：甘木税務署総務課 電話：22 2720  
福岡国税局人事第二課  
電話：092 411 0031(内2117)

## 平成24年度福岡県警察官募集

福岡県警察では、平成24年度に警察官385人を2回に分けて募集します。

### 第1回試験

試験区分及び採用予定数：  
警察官A(男性) 大学卒業程度 170人  
警察官A(女性) 大学卒業程度 30人  
警察官A(武道指導) 大学卒業程度 3人  
警察官C(経済・語学・情報工学) 計6人  
受付期間：4月2日(月)～27日(月)  
第一次試験日：(1日目)5月13日(日)  
(2日目)5月下旬～6月上旬

### 第2回試験

試験区分及び採用予定数：  
警察官A(男性) 大学卒業程度 60人  
警察官A(武道指導) 大学卒業程度 2人  
警察官B(男性) 高校卒業程度 101人  
警察官B(女性) 高校卒業程度 13人  
受付期間：8月6日(月)～27日(月)  
第一次試験日：(1日目)9月16日(日)  
(2日目)10月下旬～10月上旬

採用試験制度を一部改正しています。詳しくは、福岡県警察本部警務課採用センターまでお問合せいただくか、受験案内をご覧ください。

なお、県警ホームページに「平成24年度警察官採用試験受験案内」を掲載しています。

問い合わせ先：  
福岡県警察本部警務課採用センター  
電話：092 622 0700  
県警ホームページ：  
<http://www.police.pref.fukuoka.jp>

## 「8020高齢者良い歯の表彰」 応募者募集

朝倉歯科医師会では平成4年度より、満80歳以上で20本以上自分の歯が残存している方を、会員の歯科医院から推薦し表彰しています。

あなた自身や、ご家族・お知り合いに該当者がいらっしゃる場合、かかりつけあるいは最寄りの歯科

医院に、応募したい旨をお申し出いただき検診を受けて下さい。

年齢が高く健全歯の数が多い10名の方を審査のうえ、決定し表彰いたします。

表彰者には金杯と表彰状が授与され、本会ホームページでも紹介される予定です。

また、表彰者の中から2名の方を福岡県歯科医師会主催の「高齢者よい歯の表彰」の表彰者として、本会より福岡県歯科医師会へ推薦します。

応募資格：3月31日現在、満80歳以上で20本以上ご自分の歯が残っている方

応募期間：3月1日～31日

受付窓口：朝倉歯科医師会会員の各歯科医院の受付  
表彰式：6月3日(日)ピーポート甘木  
<8020運動>

厚生労働省と日本歯科医師会では「8020運動」というキャンペーンを展開しています。

“8020”は“ハチ・マル・ニイ・マル”と読み、平成元年、厚生省(現・厚生労働省)と日本歯科医師会が提唱し、自治体、各種団体、企業、そして広く国民に呼びかけてきました。「80歳になっても20本、自分の歯を保ちましょう」というこの働きかけは、一生自分の歯で楽しい食生活と健康な日常生活を得る事を目標に、子供のころからの正しい口の中の手入れと、青年期の自己管理の重要性を打ち出しているものです。

## 県立久留米高等技術専門校訓練生募集

訓練科名： 介護職員基礎研修科1期  
(6ヶ月課程：定員20名)  
パソコン経理科1期  
(3ヶ月課程：定員25名)  
医療事務科1期  
(3ヶ月程度：定員25名)

応募資格：離転職者等で転職・再就職を希望する人  
募集期間：3月1日(木)～3月30日(金)

試験日： 4月9日(月)  
4月10日(火)  
4月11日(水)

訓練期間： 5月8日(火)～10月31日(水)  
5月8日(火)～8月2日(木)  
5月8日(火)～8月2日(木)

試験会場：福岡県立久留米高等技術専門校

選考方法：筆記試験、面接

経費：受験料及び授業料は無料(ただし、入校時に教科書代等の経費が必要です。)

応募書類：入校願書〔用紙は本人住所管轄の公共職業安定所(ハローワーク)にあります〕

問合せ先：福岡県立久留米高等技術専門校  
電話：0942 32 8795

## 緑化講習会受講者の募集

講習内容：春の草花の寄せ植え  
日時：4月21日(土) 13:30～15:30  
会場：福岡県緑化センター  
(久留米市田主丸町益生田 1125)  
参加費：3,000円(材料費)  
募集人員：30名(申込み先着順)  
受付開始日：4月3日  
問合せ先：電話での直接申込み(月曜日休館)  
福岡県緑化センター 電話：0943 72 1193



## 福岡法務局朝倉支局 無料法律相談

福岡法務局朝倉支局において、弁護士による法律相談を実施します。相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時：平成24年4月19日(木) 13:00～16:00  
場所：福岡法務局朝倉支局 相談室  
朝倉市菩提寺 480 6  
相談時間：1人30分  
定員：6人 申込先着順  
申込方法：電話により予約(8:30～17:15)  
資力基準を満たす人を対象としますので、  
申込時に収入などをお尋ねします。  
問合せ先：福岡法務局朝倉支局  
電話：22 2455 FAX：22 0676

## 暴力団被害集中相談

暴力団による暴力等被害者の早期救済を目的に、警察、弁護士会、県暴追センター、福岡市暴力追放相談センター、北九州市市民暴力相談センター、飯塚市民暴力相談センター及び久留米暴力追放推進協議会等が連携して、下記のとおり面接、電話による集中相談を実施いたします。

ご相談をお待ちしております。  
日時：4月21日(土) 10:00～16:00  
場所：久留米市暴力追放推進協議会  
(久留米市役所3階)  
相談電話番号：0942 30 9055  
問合せ先：(財)福岡県暴力追放推進協議会  
電話：092 651 8938

## 「遺言の日」無料法律相談

来る4月15日の「遺言の日」を記念して、無料法律相談会を開催します。当日は遺言の作成や相続に際してのトラブル等、遺言・相続に関する問題について、弁護士が無料で相談に応じます。

日時：4月18日(水) 10:00～15:30(1人30分)

会場：福岡県弁護士会 天神弁護士センター  
(福岡市中央区渡辺通5 14 12 南天神ビル2階)  
受付：電話予約制・定員30名程度  
天神弁護士センターにて4月2日(月)午前9時より受付。ただし、定員になり次第締切となります。  
受付電話番号：092 741 3208



## 企業及び働く皆様へ 3月は「労使協定適正化推進期間」です

仕事と生活の調和(ワークバランス)を推進するためには、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進を図ることが重要です。

そのため、福岡労働局及び各労働基準監督署では、3月を「労使協定適正化推進期間」と位置付けて、労働時間等について、労使が一体となって協議する場の設置

特別条項付き36協定締結時の割増賃金率の適正な設定

年次有給休暇の計画的付与制度の導入について重要なかつ集中的に取り組んでいます。

詳しくは、福岡労働局ホームページ  
(<http://www.fukuoka-plb.go.jp/5kanto/wlb/wlb02.html>)  
問合せ先：福岡労働局労働基準部監督課  
電話：092 411 4862

## 第28回福岡県交通安全県民大会 優良運転者の推薦

福岡県交通安全協会では、会員の皆様の中から見出しの表彰を希望され、申請手続きをされた方々の中から毎年秋に行われる「福岡県交通安全県民大会」で、優良運転者などの表彰に推薦いたします。

申請受付期間：4月1日～30日  
土・日・祝日を除く

資格：現在、継続して車を運転されている方で、交通規則をよく守り、常に安全運転に心がけ他の運転者の模範となる方。

種類：

同じ種類を重複して受けることはできません。

朝倉警察署長・朝倉地区交通安全協会会長連名表彰  
10年以上無事故・無違反  
福岡県警察本部長・福岡県交通安全協会会長連名表彰  
10年以上無事故・無違反  
(朝倉警察署長・朝倉地区交通安全協会会長連名表彰を受賞された方)

全日本交通安全協会会長(緑十字銅章)表彰

10年以上無事故・無違反

(福岡県警察本部長・福岡県交通安全協会会長連盟表彰を受賞された方)

九州管区警察局長・九州交通安全協会会長連名表彰

20年以上無事故・無違反  
(緑十字銅章表彰を受賞された方)

提出書類:

申請書(当協会にあります)

無事故・無違反証明書

(受付期間内に発行されたもの)

無事故・無違反証明書申請用紙は当協会・警察署・  
交番にあります。

運転免許証の裏・表のコピー

交通安全協会の会員証のコピー

表彰状のコピー(今まで受賞された方)

問合せ先:朝倉地区交通安全協会

電話:22 2442

## 福岡県暴力団排除条例の改正

### ~暴力団の存在しない福岡県の実現~

福岡県では、暴力団による発砲事件等が相次いで発生するなど、暴力団が依然として県民の生活を脅かしている現状にあることから、福岡県から暴力団排除を一層推進するため、平成23年10月、福岡県暴力団排除条例が改正されました。

この条例の改正は、「青少年」や「事業者」の方々を暴力団の脅威から守ることが大きな目的です。

改正要点

平成24年2月1日施行

暴力団事務所の開設・運営禁止区域の拡大

暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為の禁止

暴力団事務所において青少年有害行為が行われた場合の暴力団事務所の使用期限又は廃止

暴力団に自己の名義を利用させる行為等の禁止

暴力団等から不当な請求を受けた建設工事関係者の県に対する通報義務

事業者が暴力団排除通報を行った従業員に対して不利益な扱いをすることの禁止

平成24年4月1日施行

事業者間の書面による契約に暴力団排除条項を盛り込むことへの努力義務

平成24年8月1日施行

スナック等特定接客業店に暴力団員が立ち入ることの禁止

## 春季節展「あ!さくら展」

甘木歴史資料館では、朝倉市内・近郊在住の画家・書家・作家による、桜を主役とした作品展を開催します。あわせて甘木歴史資料館の庭一面に咲き乱れる桜も、ご見学いただけます。

期間:3月20日(火)~4月8日(日)

開館時間:9:30~16:30まで(入館は16:00まで)

場所:甘木歴史資料館ロビー

入館料は無料、休館日は毎週月曜です。

さくらコンサート

日時:3月31日(土)16:30~(約1時間程度)

場所:甘木歴史資料館ロビー

入場料:無料

詳しくは、甘木歴史資料館へご連絡下さい。

電話:22 7515

## 福岡県巡回事務事故相談日程について

福岡県の平成24年度交通事故巡回相談日程が下記のとおりとなっています。

久留米市 毎月第2・第4火曜日

場所:久留米市役所

所管課:広聴・相談課 電話:0942 30 9017

相談時間:10:00~15:00

朝倉市 毎月第4水曜日

場所:朝倉市役所

所管課:企画政策課 電話:22 1117

相談時間:10:00~16:00(受付は15:00まで)

問合せ先:福岡新社会推進部生活安全課

交通安全係 電話:092 643 3167

## 「第6回福岡県景観大会」のお知らせ

大会では、「第15回福岡県景観文化展」「第24回福岡県美しいまちづくり建築賞」「第1回福岡県屋外広告景観賞」の受賞者の表彰式、受賞作品や県内各地のまちづくり団体の活動内容を紹介したパネルの展示のほか、住民や行政が一緒になって取り組んでいるまちづくり活動を具体的に紹介します。

参加は無料で、どなたでも参加できます。

日時:3月18日(日)10:00~15:15

場所:九州国立博物館(太宰府市石坂4 7 2)

問合せ:福岡県建築都市部都市計画課

都市政策係 電話:092 643 3712

<http://www.b-machi.net>

## シベリア強制抑留者の皆様へ

特別給付金を支給しています。

請求受付期日:3月31日(土)まで(当日消印有効)

対象者:平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方(同日以降に亡くなられた方は相続人)

まだ請求されていない方は、平和祈念事業特別基金までご連絡ください。

問合せ先:(独)平和祈念事業特別基金

電話:03 5860 2748

平日は、9:00~18:00まで受付けています。

(土日休日は休みです。

但し、3月31日(土)は受付けています。)